

○普通財産取扱規則

昭和 40 年 4 月 1 日  
大蔵省訓令第 2 号

最終改正：平成 30 年 3 月 30 日財務省訓令第 6 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 管理及び処分の権限及び一般原則
  - 第 1 節 処理権限（第 4 条—第 6 条）
  - 第 2 節 一般原則（第 7 条—第 10 条）
- 第 3 章 管理及び処分の事務手続
  - 第 1 節 通則（第 11 条—第 27 条）
  - 第 2 節 承認申請の手続（第 28 条—第 38 条）
  - 第 3 節 進達の手続（第 39 条・第 40 条）
  - 第 4 節 削除（第 41 条）
  - 第 5 節 その他（第 42 条—第 53 条）
- 第 4 章 台帳、報告書及び計算書（第 54 条—第 61 条）
- 第 5 章 削除（第 62 条—第 64 条）
- 第 6 章 有価証券に関する特例（第 65 条—第 78 条）
- 附則

第 1 章 総則

（管理及び処分事務の準則）

- 第 1 条 財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）は、別に定めるものを除くほか、この訓令の定めるところにより、普通財産の管理及び処分をしなければならない。
- 2 財務局長等は、この訓令に定める普通財産の管理及び処分に関する事務の一部を財務事務所長、財務局出張所長、福岡財務支局出張所長及び財務事務所出張所長（以下「財務事務所長等」という。）に取り扱わせることができる。
- 3 財務局長等は、前項の規定により普通財産の管理及び処分に関する事務の一部を財務事務所長等に取り扱わせる場合には、その取扱いの準則を定めなければならない。
- 4 財務局長等は、前項に規定する取扱いの準則を定めようとする場合又はこれを変更しようとする場合には、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。ただし、この訓令が改正された場合において、当該改正に伴い準則の一部を変更しようとするときは、この限りでない。
- 5 財務局長等は、前項ただし書の規定に該当する場合においては、変更された準則の写しを添付して、遅滞なく財務大臣に報告しなければならない。

(定義)

第2条 この訓令において「管理」、「所管換」、「所属替」、「各省各庁」及び「公共団体」とは、国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「法」という。）に規定する「管理」、「国有財産の所管換」、「国有財産の所属替」、「各省各庁」及び「公共団体」を、「区分」及び「種目」とは、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）に規定する「区分」及び「種目」をいう。

2 この訓令において「使用承認」とは、各省各庁の長に普通財産の使用を承認することをいう。

3 この訓令において「有価証券」とは、株式、新株予約権、社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、法第2条第2項に規定する短期社債等を除く。）、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利をいう。

4 この訓令において「建築交換」とは、相手方に新たに建物等を建築させて国有財産と交換（売払い及び購入の形式により実質的に交換を行う場合を含む。）をすることをいう。

(管理及び処分の基本)

第3条 財務局長等は、管轄区域（九州財務局にあつては、福岡財務支局の管轄区域以外の管轄区域。以下同じ。）内の普通財産について、常にその現状を適確に把握し、地域や社会の要請及び国の財政事情を踏まえつつ、その特性に応じた有効活用を図るための措置を講じることにより、効率的かつ適正に管理及び処分しなければならない。

## 第2章 管理及び処分の権限及び一般原則

### 第1節 処理権限

(財務局長等の処理権限)

第4条 財務局長等は、次の各号に掲げる事務を処理することができる。

- (1) 普通財産となるべき財産の寄附の受入れ、購入及び引受け
- (2) 普通財産（特別の法律により設立された法人及び財務大臣が特に指定する法人に係る出資による権利を除く。以下本条第8号を除き同じ。）の維持及び保存
- (3) 普通財産の貸付け（法第26条に規定する貸付け以外の方法により、普通財産の使用又は収益をさせる場合を含む。）
- (4) 普通財産の管理の委託及び使用承認
- (5) 普通財産の所管換（第6条第1号に掲げるものを除く。）、所属替、交換、売払い、譲与及び信託
- (6) 第6条第1号に掲げる普通財産の所管換に附帯する事務
- (7) 普通財産の現物出資に附帯する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、普通財産の管理及び処分に附帯する事務

(承認事項)

第5条 財務局長等は、別に定めるもののほか、次の各号の一に該当する場合は、財務大臣の承認（第9号においては承認又は指示）を受けなければならない。

- (1) 普通財産となるべき財産の寄附を受けようとするとき。
- (2) 指名競争に付し又は随意契約により、新規に貸付けをしようとする場合で、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 102 条の 4 本文又は予算決算及び会計令臨時特例（昭和 21 年勅令第 558 号）第 5 条第 2 項本文に規定する財務大臣との協議（以下「財務大臣との協議」という。）を必要とするとき（当該協議が既に調つているものを除く。）
- (3) 所管換をしようとする場合で、無償で整理するとき又は有償で整理するもののうち分割で行うものであるとき（次に掲げる場合を除く。）
  - イ 国家公務員宿舍法（昭和 24 年法律第 117 号）第 8 条の 2 の規定により定められた設置計画に基づき行おうとする場合
  - ロ 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号）第 5 条の規定により定められた特定国有財産整備計画に基づき行おうとする場合
  - ハ 単独で利用することが困難な土地の所管換をしようとする場合（当該所管換以外の方法による管理及び処分を行うことができない場合に限る。）
  - ニ 公園又は広場以外の公共の用に供しようとする場合
- (4) 使用承認をしようとする場合で、次に掲げるとき。
  - イ 無償所管換が前提となり、又は想定されるとき（前号イからニまでに掲げる場合を除く。）
  - ロ 時期が確定していない有償所管換が前提となり、又は想定されるとき。
  - ハ イ及びロの他、その期間が長期にわたるとき。ただし、第 32 条第 2 項第 3 号に該当する場合（別に定める場合を除く。）は、この限りでない。
- (5) 交換をしようとする場合で、第 14 条から第 25 条までに規定する条件と異なつた条件で交換差金の延納の特約をしようとするとき。
- (6) 次に掲げる売払い（第 7 号へに規定する信託の受益権の売払い及び有価証券の売払いを除く。）をしようとするとき。
  - イ 指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合で、財務大臣との協議を必要とするとき（当該協議が既に調つているものを除く。）
  - ロ 第 14 条から第 25 条までに規定する条件と異なつた条件で売払代金の延納の特約をしようとするとき。
- (7) 信託に関し、次に掲げる行為をしようとするとき。
  - イ 信託をしようとするとき。
  - ロ 信託の期間を更新しようとするとき。
  - ハ 信託契約の内容の変更（別に定める軽微な内容の変更を除く。）をしようとするとき。
  - ニ 信託の受託者が信託期間中に災害その他の特別の事情が生じたことにより借入金限度額を超えて借入れをすることについて、承認しようとするとき。
  - ホ 信託の受託者が信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 48 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 53 条第 1 項の規定により信託財産から償還若しくは前払又は賠償を受けることについて、承認しようとするとき。

へ 信託の受益権を売り払おうとするとき。

(8) 財務大臣の承認を受けて普通財産の管理及び処分に関する契約を締結したのについて、その契約を解除しようとするとき。ただし、その事案の内容が軽微なものを除く。

(9) 次に掲げる行為（以下「訴の提起等」という。）をしようとするとき。ただし、イからニまでの場合においては、事案の内容が異例に属するもの又は重要なものに限る。

イ 訴の提起

ロ 裁判上の和解又は調停の申立て

ハ 訴の変更若しくは取下げ、訴訟参加、訴訟脱退、反訴の提起、変更若しくは取下げ、又は請求の認諾若しくは放棄

ニ 上告、特別上告、抗告、準抗告又は特別抗告

ホ 国に不利な判決があつた場合において、上訴しないこと

へ 国において損害賠償若しくは損失補償の責に任ずべき行為をする必要がある場合、又は国に対して損害賠償若しくは損失補償の請求があつた場合におけるその処理

ト 貸付関係終了後地上に存する建物その他の物件について買取りの請求をする必要がある場合又は国に対して買取りの請求があつた場合におけるその処理

(10) 普通財産の管理及び処分に関し事案の内容が異例に属するもの又は重要なものであるとき。

（進達事項）

第6条 財務局長等は、次の各号の一に該当するときは財務大臣に進達しなければならない。

(1) 所管換の場合で、皇室の用に供するものに係るとき（国有財産総括事務処理規則（昭和29年大蔵省訓令第5号）第22条の2第2号に該当しない場合を除く。）

(2) 現物出資をするとき。

## 第2節 一般原則

（国有財産地方審議会）

第7条 財務局長等は、普通財産を管理及び処分しようとする場合において、財務局長が国有財産地方審議会に諮問したときは、その意見を尊重しなければならない。

（契約の原則）

第8条 普通財産の管理及び処分に関する契約は、会計法（昭和22年法律第35号）等関係法令の定めるところにより適正に行わなければならない。

2 普通財産の管理及び処分に関する契約（第67条に規定する金融商品市場で売り払う場合の売買契約を除く。）を締結するときは、会計法第29条の8第1項ただし書の規定にかかわらず、契約書を作成しなければならない。ただし、予決令第100条の2第1項第1号に該当するときであつて別に定めるものについては、この限りでない。

(数量及び権利関係の把握)

第9条 財務局長等は、普通財産の数量の把握及びその権利関係の明確化に努め、普通財産の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

(価格評定の原則)

第10条 財務局長等は、普通財産の評価に当たっては、別に定める評価基準により適正に行わなければならない。

### 第3章 管理及び処分の事務手続

#### 第1節 通則

#### 第11条 削除

(競争入札の実施)

第12条 財務局長等は、競争入札を実施しようとするときは、入札公告をその入札期日の前日から起算して少なくとも10日前（急を要する場合は5日前）に官報、新聞紙等に掲載し、又は財務局（福岡財務支局長が競争入札を実施しようとするときは、福岡財務支局。）その他の場所において掲示する等の方法により行い、できるだけ多数の入札参加者を得ることに努めなければならない。

(契約保証金)

第13条 財務局長等は、普通財産の管理及び処分に関する契約を締結しようとするときは、会計法第29条の9の規定により、相手方に契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として納めさせなければならない。ただし、他の法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供される場合又は予決令第100条の3第1号又は第2号に該当する場合のほか次の各号の一に該当する場合（契約の履行を確保するために必要な場合として別に定める場合を除く。）は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体、港湾法（昭和25年法律第218号）に定める港務局、土地改良法（昭和24年法律第195号）に定める土地改良区及び同連合、水害予防組合法（明治41年法律第50号）に定める水害予防組合及び同連合、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に定める土地区画整理組合、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に定める地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に定める地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に定める土地開発公社又は特別の法律により設立された法人のうち国が出資している法人である場合
- (2) 売払いの場合において、買受人が契約締結と同時に売買代金の全額を納付して直ちに売買物件を引き取る場合
- (3) 有償貸付又は交換の契約をする場合
- (4) 建築交換のうち特別枠予算方式（庁舎等特別取得費及び庁舎等特別売払代として予

算に計上の上購入及び売払いとして処理するもの（建設に要する期間が2年度以上にわたるものについて国庫債務負担行為により処理するものを含む。）をいう。）によつて交換渡財産を売り払う場合

- (5) その他予決令第100条の3第3号に該当する場合として別に定める場合

（延納申請）

第14条 財務局長等は、法第31条第1項ただし書又は国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号。以下「措置法」という。）第11条第1項の規定により普通財産の売払代金又は換差金について延納の申請をしようとする者に対しては、申請書を提出させなければならない。

2 前項の規定による延納の申請書の提出は、次の各号に該当する場合において、これを認めるものとする。

- (1) 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な普通財産を地方公共団体に対して譲渡する場合
- (2) 居住の用に供されている普通財産を現に使用している者のうち、個人に対して譲渡する場合
- (3) 特定普通財産を当該財産の権利者等のうち、個人に対して譲渡する場合

（延納特約の基準）

第15条 財務局長等は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、財務諸表等及び事業計画書のほか、必要に応じて関係官署、地方公共団体、当該申請者の取引金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）及び取引先等について当該申請者の資産及び事業の状況を十分調査し、交換差金又は売払代金を一時に支払うことが客観的な根拠に基づき真に困難であり、かつ、将来の納付が確実であると判定できる場合に限り、延納の特約をすることができる。この場合において、単に相手方の申し出のみによつて適否を判断することのないように留意しなければならない。

2 財務局長等は、一般競争入札による売払いにあつては、売払代金の延納の特約をすることができない。

（延納期限及び納付方法）

第16条 財務局長等は、延納期限及び毎期の納付額を決定しようとするときは、別表「延納金納付基準」に定める範囲内において、これを定めなければならない。ただし、別に定めるものについては、この限りでない。

（延納利率）

第17条 財務局長等は、延納の特約をする場合においては、基準日（各年の4月1日から6月30日までに契約をするときは当該年の3月31日、各年の7月1日から9月30日までに契約をするときは当該年の6月30日、各年の10月1日から12月31日までに契約

をするときは当該年の9月30日、各年の1月1日から3月31日までに契約をするときは当該年の前年の12月31日とする。以下この条において同じ。)における次の各号に掲げるところにより算出した延納利率によらなければならない。ただし、別に定めるものについては、この限りでない。

- (1) 延納期間が3年以内の場合にあつては、基準日において適用されている元金均等方式による貸付期間5年以内で据置期間が最短の財政融資資金の貸付金利(基準日において適用されている当該財政融資資金の貸付金利が基準日又はそれ以前の日にあって、改定されることが公表されている場合には、公表された改定後の財政融資資金の貸付金利。以下同じ。)に、10分の8を乗じ、0.9%を加えた利率(0.1%未満の端数については、これを切り捨てる。)
- (2) 延納期間が3年超5年以内の場合にあつては、基準日において適用されている元金均等方式による貸付期間5年以内で据置期間が最短の財政融資資金の貸付金利に、0.9%を加えた利率
- (3) 延納期間が5年超10年以内の場合にあつては、基準日において適用されている元金均等方式による貸付期間9年超10年以内で据置期間が最短の財政融資資金の貸付金利に、0.9%を加えた利率
- (4) 延納期間が10年超20年以内の場合にあつては、基準日において適用されている元金均等方式による貸付期間19年超20年以内で据置期間が最短の財政融資資金の貸付金利に、0.9%を加えた利率

#### (担保の種類)

第18条 財務局長等は、延納代金(売払代金又は交換差金の金額から契約締結後、即納する金額を差し引いた金額をいう。以下同じ。)について、財務局長等が適当と認める次の各号に掲げる担保を提供させなければならない。ただし、相手方が地方公共団体であるとき及び売払財産について、民法(明治29年法律第89号)第325条第3号の規定により取得すべき先取特権で十分であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 国債及び地方債(港湾法第30条第1項の規定により港務局が発行する債券を含む。以下同じ。)
- (2) 社債その他の有価証券(株式については金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。次条第2項第3号において同じ。)に上場されているものに限り、新株予約権を除く。)
- (3) 土地及び保険に付した建物
- (4) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団
- (5) 金融機関その他の保証人の保証
- (6) 前各号に掲げるもののほか、財務大臣の承認を受けたもの

2 前項の場合において、第1号及び第2号に掲げる財産については質権を、第3号及び第4号に掲げる財産については、抵当権を設定させるものとする。

(担保価額及び担保価値)

第 19 条 財務局長等は、前条第 1 項本文の場合においては、延納代金の金額と当該延納代金に対する 1 年分の利息に相当する金額との合計額に相当する価額以上の担保価値（財産の担保物件として有する価値をいう。以下同じ。）を有するものを担保として提供させなければならない。

2 前条第 1 項各号に掲げるものの担保の価値の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 国債又は地方債にあつては、政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価額ニ関スル件（明治 41 年勅令第 287 号）に規定する金額又は同令の例による金額
- (2) 社債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益権にあつては、額面金額（発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
- (3) 金融商品取引所に上場されている株式、出資による権利及び投資信託の受益権にあつては、時価の 8 割以内において別に定めるところにより財務局長等が決定する金額
- (4) 金融機関の引受け、保証又は裏書きのある手形にあつては、手形金額（その手形の満期の日が当該担保を付することとなつている債権の履行期限後であるときは、当該履行期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般金融市場における割引率により割り引いた金額）
- (5) 土地にあつては、時価（土地のみを担保として提供させる場合において、当該土地上に建物があるとき又はその建設計画があるときは、更地価格から地上権に相当する割合を控除した価額）の 8 割 5 分以内において別に定めるところにより財務局長等が決定する金額
- (6) 保険に付した建物、鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団並びに道路交通事業財団にあつては、時価の 7 割以内において別に定めるところにより財務局長等が決定する金額
- (7) 金融機関その他の保証人の保証にあつては、その保証する金額
- (8) 前各号に掲げる担保以外の担保にあつては、財務大臣の承認を受けて財務局長等が決定する金額

(担保の選定)

第 20 条 財務局長等は、担保として提供させる財産を選定しようとする場合は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 換価処分難易
- (2) 延納期間中に担保価値が著しく低下するおそれの有無
- (3) 不動産又は船舶については、当該物件の現在の利用状況、抵当権等の担保物権設定の有無及び設定済みのときは当該担保物権の内容（順位、権利者及び被担保債権の額等）

(担保物件の付保)

第 21 条 財務局長等は、第 18 条第 1 項第 3 号（土地を除く。）、第 4 号及び第 6 号に掲げるもののうち付保を要するものを担保として提供させるときは、あらかじめその担保と



しての評価額に相当する金額を保険金額とし、相手方を被保険者とする損害保険契約を締結させ、その保険金請求権を財務局長等に譲渡させ又はその保険金請求権について財務局長等のために質権を設定させ、かつ、確定日付のある証書をもってその旨を保険者に通知させ、その保険証券を提出させなければならない。

- 2 前項の場合において、当該担保物件について、既に保険が付されているときは、相手方の有する保険金請求権について、前項に定める手続きをとらなければならない。ただし、その保険金額がその担保としての評価額に満たないときは、その差額について前項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定により相手方から保険証券の提出があつたときは、直ちに当該証券に第1項に規定する保険金請求権の譲渡又は質権の設定について裏書を受けなければならない。
- 4 財務局長等は、第18条第1項ただし書の規定により担保の提供をさせないで普通財産の売払代金の延納の特約をしようとする場合において、当該売払財産が同項第3号（土地を除く。）及び第4号に掲げるものに該当するときは、当該担保物件を保険に付させなければならない。
- 5 財務局長等は、第1項、第2項又は前項の規定による保険契約が満期になつたときは、これを更新させなければならない。
- 6 第1項及び第3項の規定は、前2項の場合に準用する。

#### （増担保）

第22条 財務局長等は、担保価値が減少したと認めるときは、増担保又は代りの担保を、担保物件が滅失したときは代りの担保を提供させなければならない。

- 2 前4条の規定は増担保又は代りの担保を提供させる場合に準用する。

#### （有価証券の供託）

第23条 財務局長等は、担保として第18条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券を提供しようとする者があるときは、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）第26条第1項本文の規定に基づき、当該有価証券を供託所に供託させ、供託書正本を提出させなければならない。

- 2 財務局長等は、国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）に定める登録国債については、前項の規定にかかわらず、当該担保に係る登録を受けさせ、登録済通知書を提出させなければならない。

#### （担保の解除）

第24条 財務局長等は、延納代金及び延納利息が完納されたときは、遅滞なく、担保解除の手續をとらなければならない。

- 2 財務局長等は、延納代金及び延納利息の一部が納付された後、相手方から担保の一部解除の申請があつた場合において、残存担保物件の担保価値をもって、当該債権及び当該債権に係る1年分の利息についての債権の額が十分に保全されており、当該債権の管

理上支障がないと認めるときは、担保の一部を解除することができる。

(延納特約の解除等)

第 25 条 財務局長等は、延納の特約をした相手方が第 21 条第 5 項又は第 22 条第 1 項に規定する措置に従わないときは、直ちにその特約を解除しなければならない。

2 財務局長等は、延納の特約をした相手方が納付期日までに納付すべき延納代金を完納しない場合には、その未納に係る部分について第 30 条第 2 項及び第 3 項の規定に準じ延滞金を徴するほか、延納の特約を解除しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 財務局長等は、前 2 項の規定により延納の特約を解除したときは、遅滞なく、未納の延納代金及び延納利息を一時に支払わせなければならない。

## 第 26 条 削除

(用途指定の事務処理)

第 27 条 財務局長等は、普通財産の貸付け、売払い又は譲与をしようとする場合においては、別に定める普通財産に係る用途指定の処理要領により、その相手方に対して当該財産の用途（以下「指定用途」という。）、指定用途に供しなければならない期日及び指定用途に供しなければならない期間を指定（以下「用途指定」という。）し、適正に行わなければならない。

2 財務局長等は、前項の規定により指定した期間中、当該用途指定をした財産について、必要に応じ、実地に調査し又は所要の報告を求めなければならない。

3 財務局長等は、相手方が指定用途に供しない等用途指定に違反する事実があると認めるときは、遅滞なく指定用途に供すべきことの督促、違約金の徴収、契約の解除、損害賠償の請求等適切な措置を講じなければならない。

## 第 2 節 承認申請手続

(寄附の受入れ)

第 28 条 財務局長等は、普通財産となるべき財産の寄附を受けようとする場合において、第 5 条第 1 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、契約書案、評価に関する調書、図面（位置図、配置図及び実測図をいう。以下同じ。）、その他関係書類及び寄附申出書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 財産の所在地（船舶法（明治 32 年法律第 46 号）の適用を受ける船舶については船籍港。以下同じ。）、区分、種目、構造及び数量
- (2) 財産の評価額
- (3) 寄附申出者の住所及び氏名又は名称
- (4) 寄附に附帯する条件の有無及び条件のあるときはその内容
- (5) 寄附の受入れを適当と認める理由

- (6) 財産が建物又は工作物でその敷地が借地である場合は、当該借地に係る借地契約の内容並びに土地所有者の住所、氏名又は名称及び寄附についての同意書
- (7) その他参考となる事項

(購入)

第 29 条 財務局長等は、普通財産となるべき財産の購入をしようとする場合において、第 5 条第 10 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、契約書案、評価に関する調書、図面、その他関係書類及び相手方の内諾書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 財産の所在地、区分、種目、構造及び数量
- (2) 財産の評価額及び相手方の希望価額
- (3) 予算額及び経費の支出科目
- (4) 財産の所有権の確認及び当該財産についての私権設定の有無
- (5) 相手方の住所及び氏名又は名称
- (6) 購入を必要とする理由及び利用計画
- (7) 購入に附帯する条件の有無及び条件のあるときはその内容
- (8) 財産が建物又は工作物でその敷地が借地である場合は、当該借地に係る借地契約の内容並びに土地所有者の住所、氏名又は名称及び購入についての同意書
- (9) その他参考となる事項

(貸付け)

第 30 条 財務局長等は、普通財産の貸付けをしようとする場合において、第 5 条第 2 号又は第 10 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、契約書案、図面（実測図を除く。以下第 31 条、第 32 条、第 36 条及び第 40 条において同じ。）、その他関係書類及び相手方からの申請書（必要と認める添付書類を含む。以下交換、売払い及び譲与の場合の申請書について同じ。）を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 財産の国有財産台帳（以下「台帳」という。）記載事項
- (2) 相手方の利用計画又は事業計画
- (3) 貸付期間及び貸付料
- (4) 無償貸付け若しくは減額貸付けをする必要があるとき又は指名競争契約若しくはは随意契約により貸付けをしようとするときは、その適用しようとする法令の条項
- (5) その他参考となる事項

2 財務局長等は、普通財産の借受人が貸付料を納付期日までに納付しない場合は、延滞金を徴しなければならない。ただし、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 33 条の規定により、これを付さない場合又はこれを免除することができる場合は、この限りでない。

3 前項の場合における延滞金の利率は国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条本文に規定する率とする。

- 4 財務局長等は、普通財産の使用又は収益を目的とする権利の譲渡又は転貸を禁止しなければならない。ただし、特別の事情があるものとして別に定める場合又は財務大臣の承認を得た場合は、この限りでない。
- 5 財務局長等は、普通財産の新規の有償貸付をしようとする場合には、別に定めるところにより適正に行わなければならない。

(管理の委託)

第 31 条 財務局長等は、普通財産の管理を委託しようとする場合において、第 5 条第 10 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、契約書案、函面、その他関係書類及び相手方からの申請書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 財産の台帳記載事項
- (2) 財産の現況
- (3) 財産の評価額
- (4) 相手方の管理計画又は事業計画
- (5) 管理の委託につき適用する法令の条項
- (6) 管理の委託に附帯する条件の内容
- (7) 管理の委託を適当と認める理由
- (8) その他参考となる事項

(使用承認)

第 32 条 財務局長等は、使用承認をしようとする場合において、第 5 条第 4 号又は第 10 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、申請者に対し当該財産の使用を承認することを通知するための使用承認書案、申請者が当該財産の使用について財務局長等の付す条件を承諾する旨を記載した承諾書案、函面、その他関係書類及び相手方からの申請書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 財産の台帳記載事項
- (2) 相手方の利用計画又は事業計画及び予算上の措置
- (3) 使用期間
- (4) 使用料
- (5) その他参考となる事項

2 財務局長等は、使用承認をしようとするときは、次の各号の一に該当する場合に限りこれを行うことができる。

- (1) 各省各庁の部局等において、事務又は事業の遂行上、所管換の手続前に早急に使用させる必要があると認める場合
- (2) 普通財産の処分計画に支障がない場合であつて、処分するまでの期間内において、臨時に一定期間に限つて使用させる必要があると認める場合
- (3) 提供財産として使用させる必要があると認める場合

(所管換)

第 33 条 財務局長等は、普通財産の所管換をしようとする場合において、第 5 条第 3 号又は第 10 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときには、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、評価に関する調書（無償所管換の場合を除く。）及び協議書（各省各庁の部局等の長が所管換を受けることについて、財務局長等に協議する場合の協議書をいう。）を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 財産の台帳記載事項
- (2) 相手方の利用計画又は事業計画
- (3) 財産の評価額又は見積価額
- (4) その他参考となる事項

(交換)

第 34 条 財務局長等は、普通財産の交換をしようとする場合において、第 5 条第 5 号又は第 10 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、契約書案、評価に関する調書、図面、交換差金の延納を認めようとする場合にあつては相手方からの延納に関する申請書、その他関係書類及び相手方からの交換に関する申請書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 交換に供する財産の台帳記載事項及び評価額
- (2) 交換により取得する財産の明細（区分、種目、構造、数量及び評価額）
- (3) 理由
- (4) 利用計画
- (5) 交換差金がある場合は、その価額、納付方法及び契約保証金の価額
- (6) その他参考となる事項

2 財務局長等は、措置法第 9 条第 2 項の規定により普通財産の交換をしようとするときは、当該普通財産のうち土地が次の各号の一に該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 建築物の敷地として使用するならば建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条の規定に適合しないこととなる場合
- (2) 形状が不整形である場合（前号に該当する場合を除く。）
- (3) 借地権の目的となつている場合

(売払い)

第 35 条 財務局長等は、普通財産の売払いをしようとする場合において、第 5 条第 6 号又は第 10 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、契約書案、評価に関する調書、図面、延納売払い（延納の特約のある売払いをいう。以下同じ。）の場合にあつては、相手方からの延納に関する申請書、その他関係書類並びに相手方からの売払いに関する申請書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 財産の台帳記載事項
- (2) 財産の評価額及び売払価額（減額売払いの場合には、法令の条項及びその理由）

- (3) 売払代金の納期及び方法
- (4) 指名競争契約の場合は相手方及び指名した理由、また随意契約の場合は相手方及びその利用計画又は事業計画
- (5) 売払いに附帯する条件の有無及び条件のあるときはその内容
- (6) その他参考となる事項

(譲与)

第 36 条 財務局長等は、普通財産の譲与をしようとする場合において、第 5 条第 10 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、契約書案、評価に関する調書、図面、その他関係書類及び相手方からの申請書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 財産の台帳記載事項
- (2) 財産の評価額（用途を指定しないものについては見積評価額）
- (3) 相手方及び利用計画又は事業計画
- (4) 譲与につき適用する法令の条項
- (5) 譲与に附帯する条件の有無及び条件のあるときはその内容
- (6) その他参考となる事項

(信託)

第 36 条の 2 財務局長等は、普通財産の信託をしようとする場合において、第 5 条第 7 号イの規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、契約書案、図面その他関係書類及び相手方からの申請書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 財産の台帳記載事項
- (2) 財産の評価額
- (3) 相手方の事業計画及び資金計画
- (4) 信託を可とする理由
- (5) 信託の収支見積り
- (6) 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額
- (7) 信託報酬
- (8) 土地の売払い又は貸付けをした場合に通常享受すると見込まれる利益
- (9) その他参考となる事項

2 財務局長等は、普通財産の信託をしようとする場合において、第 5 条第 7 号ロからヘまでの規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、その他関係書類及び相手方からの申請書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 受託者の住所及び氏名又は名称
- (2) 信託財産の現況
- (3) 受託者の申請の趣旨

- (4) 受託者からの申請を適当と認める理由
- (5) その他参考となる事項

(契約の解除)

第 37 条 財務局長等は、財務大臣の承認を受けた普通財産の管理及び処分に関する契約を解除しようとする場合において、第 5 条第 8 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、当該事案の決議書の写しその他の関係書類を添付して財務大臣に申請しなければならない。

(訴の提起等)

第 38 条 財務局長等は、普通財産の管理及び処分に関し訴の提起等をしようとする場合において、第 5 条第 9 号又は第 10 号の規定により財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項又は当該事項に準ずる事項を記載した調書その他の関係書類を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 相手方の住所及び氏名又は名称
- (2) 提訴裁判所名
- (3) 請求の趣旨
- (4) 提訴の理由（提訴の法的根拠及び経緯概要）
- (5) 請求の原因等を立証する資料の状況
- (6) 法務局又は地方法務局の意見
- (7) その他参考となる事項（弁護士の選任を必要とする場合はその弁護士名及び選任の理由）

第 3 節 進達手続

(所管換)

第 39 条 財務局長等は、第 6 条第 1 号に掲げる財産の所管換について財務大臣に進達しようとするときは、進達書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書を添付して財務大臣に進達しなければならない。

- (1) 財産の台帳記載事項
- (2) 財産の見積評価額
- (3) 利用計画
- (4) 所管換を可とする理由
- (5) その他参考となる事項

(現物出資)

第 40 条 財務局長等は、普通財産の現物出資の申請があつた場合において、財務大臣に進達しようとするときは、進達書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、図面、その他関係書類及び現物出資申請書を添付して財務大臣に進達しなければならない。

- (1) 財産の台帳記載事項

- (2) 財産の現況
- (3) 財産の評価額
- (4) 出資に関する処理意見
- (5) その他参考となる事項

#### 第4節 削除

##### 第41条 削除

#### 第5節 その他

(引受け)

第42条 財務局長等は、管轄区域内にある行政財産で用途が廃止されたもの若しくは法令の規定により国庫に帰属した財産について、各省各庁の部局等の長若しくは清算人等から引継ぎがあつた場合又は相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により国庫に納付された財産について、これを収納した税務署長（以下「収納官庁」という。）から引継ぎ（有価証券を除く。）があつた場合は、引継書等と当該財産とを照合のうえ、その引受けをしなければならない。

- 2 財務局長等は、前項の規定により財産の引継ぎを受けたときは、引継年月日及び当該財産を受領した旨を記載した普通財産引受書を作成し、これを相手方又は収納官庁に送付しなければならない。

##### 第43条及び第44条 削除

(境界確定)

第45条 財務局長等は、普通財産である土地とこれに隣接する土地との境界の確定をしようとする者に対しては、次に掲げる事項を記載した申請書に、必要な挙証書類及び現況図を添付して申請させなければならない。

- (1) 境界確定を必要とする土地の所在、種目及び数量（所有者ごとに区分を明示すること。）
  - (2) 境界確定を必要とする個所
  - (3) 境界確定を必要とする理由
  - (4) その他参考となる事項
- 2 財務局長等は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく次に掲げる事項を調査するとともに、現地立会のうえ、境界を明らかにし、財産の維持保全に努めなければならない。
    - (1) その土地が台帳、土地台帳又はそれらの付図と符合しているかどうか
    - (2) 申請書及び挙証書類が正当であるかどうか

(所管換財産の引渡し)

第46条 財務局長等は、その管理する普通財産を所管換することとなつた場合には、相手



方と実地に立会のうえ当該財産を引き渡し、所管換財産受渡証書を作成しなければならない。

- 2 財務局長等は、前項の場合において当該事案が有償所管換であるときは、対価の納付があつた後でなければ、所管換をする財産の引渡しを行つてはならない。ただし、特別の事情があるものとして別に定める場合又は財務大臣の承認を得た場合は、この限りでない。

(権利の登記等)

第 47 条 財務局長等は、普通財産である不動産に関する権利の得喪変更があつたときは、遅滞なく、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の定めるところにより、その登記を囑託しなければならない。

- 2 財務局長等は、普通財産である船舶に関する権利の得喪変更があつたときは、遅滞なく船舶登記令（平成 17 年政令第 11 号）の定めるところにより、その登記を囑託するとともに、船舶法の定めるところにより登録しなければならない。

- 3 財務局長等は、第 18 条第 2 項（第 22 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により抵当権を設定させるときは、遅滞なく、不動産登記法の定めるところによりその登記を囑託しなければならない。

- 4 財務局長等は、第 18 条第 1 項ただし書の規定により担保を提供させないときは、遅滞なく、不動産登記法の定めるところにより、民法第 340 条に規定する先取特権の登記と、売払財産の所有権移転の登記とを同時に、囑託しなければならない。

- 5 財務局長等は、国が登記義務者となるときは、遅滞なく、登記権利者に対して次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出させるとともに、登録免許税を負担させた上、不動産登記法の定めるところにより登記を囑託し、登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合を除き、登記完了後に通知を受けた登記識別情報を登記権利者に通知しなければならない。

- (1) 相手方の氏名及び住所
- (2) 財産の所在、区分、種目、構造及び数量
- (3) 登録免許税
- (4) 登記識別情報の通知を希望しない場合にはその旨
- (5) その他参考となる事項

第 48 条及び第 49 条 削除

(民有地の借受け)

第 50 条 財務局長等は、普通財産である建物等の敷地として借り受けている土地については、常に現況を明らかにしておかなければならない。

(滅失又は損傷の報告)

第 51 条 財務局長等は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 27 条の規定により普

通財産の亡失を報告しようとするときは、写しを添付のうえ財務大臣を経由して報告しなければならない。

(検査の報告等)

第 52 条 財務局長等は、普通財産の管理及び処分に関する会計検査院からの質問又は照会に回答しようとするときは、遅滞なく、財務大臣を経由して提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、その写しを財務大臣に送付し、回答書を直接会計検査院に提出することができる。

## 第 53 条 削除

### 第 4 章 台帳、報告書及び計算書

(台帳)

第 54 条 財務局長等は、その管理する普通財産（以下「管理財産」という。）について、法第 32 条第 1 項の規定により台帳を備えなければならない。

(台帳の整理)

第 55 条 財務局長等は、管理財産について、取得、所管換、処分その他の理由に基づく変動が生じたときは、その都度遅滞なく、台帳に増減異動を登録し、付属図面を修正しなければならない。

2 前項の規定により台帳に増減異動を登録し、付属図面を修正したときは、決議書類に台帳整理年月日を記載しなければならない。

(増減及び現在額報告書)

第 56 条 財務局長等は、毎会計年度末において、管理財産について、法第 33 条第 1 項に規定する国有財産増減及び現在額報告書を作成し、別に定める国有財産増減事由別調書を添付して翌年度 7 月 20 日までに財務大臣に提出しなければならない。

(見込現在額報告書)

第 57 条 財務局長等は、管理財産について、毎会計年度ごとに、法第 35 条第 1 項に規定する国有財産見込現在額報告書を作成し、別に定める国有財産見込現在額増減事由別調書を添付して当該年度 8 月 31 日までに財務大臣に提出しなければならない。

(無償貸付状況報告書)

第 58 条 財務局長等は、毎会計年度末において、管理財産について、法第 36 条第 1 項に規定する国有財産無償貸付状況報告書を作成し、翌年度 7 月 20 日までに財務大臣に提出しなければならない。

(増減及び現在額計算書及び無償貸付状況計算書)

第 59 条 財務局長等、財務事務所長、小樽出張所長及び北見出張所長は、毎会計年度末において、その直轄区域内（財務局出張所（小樽出張所及び北見出張所を除く。）を置く財務局又は福岡財務支局にあつては当該財務局出張所又は福岡財務支局出張所の、財務事務所出張所を置く財務事務所にあつては当該財務事務所出張所の、それぞれ管轄区域を含む。）に所在する普通財産について、計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）第 64 条第 2 項に規定する国有財産増減及び現在額計算書及び国有財産無償貸付状況計算書を作成し、同条第 3 項に規定する期間内に会計検査院に提出しなければならない。

第 60 条 削除

第 61 条 削除

第 5 章 削除

第 62 条 削除

第 63 条 削除

第 64 条 削除

第 6 章 有価証券に関する特例

(物納有価証券の引受け)

第 65 条 財務局長等は、管轄区域内にある収納官庁から物納された有価証券（以下「物納有価証券」という。）の引継ぎがあつた場合は、引継書等と照合のうえ、その引受けをしなければならない。

2 財務局長等は、前項の規定により物納有価証券の引継ぎを受けたときは、引継年月日及び物納有価証券を受領した旨を記載した物納有価証券引受書を作成し、これを収納官庁に送付しなければならない。

3 財務局長等は、物納有価証券のうち記名有価証券で名義変更未済のもの引継ぎを受けたときは、遅滞なく名義変更の手続をしなければならない。

(その他の有価証券の引受け等)

第 66 条 財務局長等は、法令の規定により若しくは寄附により国庫に帰属した有価証券又は国が資金若しくは積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有する有価証券でその目的に該当しなくなつたものについて、各省各庁の部局等の長から引継ぎがあつた場合には、その引受けをしなければならない。

2 会社法（平成 17 年法律第 86 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）その他の法の規定により又は国の有する債権の弁済として、国が取得する有価証券については、当該有価証券を発行する法人の住所又は当該債権に係る債務の履行地を管轄する財務局長

等（当該住所又は履行地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。）がその交付を受けなければならない。

3 前2項の規定により引継ぎ又は交付を受ける場合の手続については、前条の例による。

（所属替）

第67条 財務局長等は、前2条の規定により引継ぎ又は交付を受けた有価証券で、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める者に所属替をしなければならない。

- (1) 財務大臣が特に指定する有価証券については、財務大臣
- (2) 前号に掲げる有価証券以外のもので、イ又はロに掲げる有価証券については、イ又はロに定める財務局長等

イ 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは金融商品取引法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場（以下「金融商品市場」という。）において売買されている有価証券、又はこれら有価証券を発行する法人が発行する有価証券であつて財務大臣が特に指定するもの以外のものについては、関東財務局長

ロ イに掲げる有価証券以外のもので、他の財務局長等の管轄区域内に本店の住所を有する法人の発行した有価証券（投資信託の受益権にあつては、他の財務局長等の管轄区域内に本店の住所を有する管理法人が管理するもの）については、当該他の財務局長等

2 財務局長等は、前項の規定により有価証券の所属替をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに当該有価証券を添付して、確実な方法によりその都度財務大臣又は他の財務局長等に送付しなければならない。ただし、金融商品市場において売買されている有価証券の所属替をしようとするときは、原則として関東財務局において有価証券の処分を委託している金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいう。）の本店又は支店に当該有価証券を預け入れ、その際徴した受領書を調書に添付するものとする。

- (1) 財産の台帳記載事項
- (2) 収納事由
- (3) その他参考となる事項

（受払い及び保管）

第68条 財務局長等は、前3条の規定により有価証券の引継ぎ、交付又は所属替を受けた場合は、政府所有有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第7号。以下「有価証券取扱規程」という。）の定めるところにより、当該有価証券の受払い及び保管をしなければならない。

2 財務局長等は、前3条の規定により引継ぎ、交付又は所属替を受けた有価証券については、有価証券取扱規程第2条の規定により、遅滞なく日本銀行本店、支店又は代理店に寄託しなければならない。

3 財務局長等は、取扱主任官として、有価証券取扱規程第10条に規定する手続をしなけ

ればならない。

(代理官の通知)

第 69 条 財務局長等は、その管理することとなつた記名有価証券について、当該有価証券を発行する法人に対して官職氏名及び財務大臣の代理官である旨を通知し、その官印を届け出なければならない。

## 第 70 条 削除

(株主権等の管理)

第 71 条 財務局長等は、その管理する有価証券に係る株主権等の権利の管理に当たつては、当該有価証券を発行した法人の財務諸表を調査する等の方法により当該法人の実態を常に把握するとともに、株主総会等の招集の通知を受けた場合には、当該株主総会等に付議される事案の内容を検討し、株主権等を適正に行使する等、その権利の保全に努めなければならない。

## 第 72 条 削除

(売払いの承認)

第 73 条 財務局長等は、有価証券の売払いをしようとする場合で、次の各号の一に該当するときは、財務大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 随意契約によろうとするとき。ただし、財務大臣との協議が既に調っているもの又は金融商品市場で売払うものを除く。
- (2) 事案の内容が異例に属するもの又は重要なものであるとき。

(売払いの承認申請手続)

第 74 条 財務局長等は、前条に規定する財務大臣の承認を受けようとするときは、承認申請書に、次の各号に掲げる事項を記載した調書、評価に関する調書、その他参考書類及び相手方からの申請書を添付して財務大臣に申請しなければならない。

- (1) 種目及び銘柄
- (2) 数量及び売払見込価格
- (3) 売払時期及び方法
- (4) 指名競争入札の場合は指名する相手方、指名する理由、指名競争入札によろうとする理由及び適用法令の条項
- (5) 随意契約の場合は相手方、随意契約によろうとする理由及び適用法令の条項
- (6) 発行法人の概要
- (7) その他参考となる事項

## 第 75 条 削除

(入札保証金等)

第 76 条 財務局長等は、競争入札により有価証券の売払いをしようとする場合は、当該入札に加わろうとする者に、その者の見積る契約金額の 100 分の 30 以上に相当する金額の入札保証金を納めさせなければならない。

2 財務局長等は、有価証券の売払契約を締結しようとするときは、第 13 条本文の規定にかかわらず、相手方に契約金額の 100 分の 30 以上に相当する金額の契約保証金を納めさせなければならない。

(売払代金及び有価証券の受渡し)

第 77 条 財務局長等は、有価証券の売払いが確定した場合は、入札による落札価額又は随意契約による売払価額の決定後遅くとも 7 日以内に売払代金を納付させなければならない。

2 財務局長等は、買受人から売払代金を納付したことを証する領収証書の提示を受けたときは、有価証券を買受人に引き渡さなければならない。この場合において、引渡しに際し法令の規定により特別の手続を必要とするものについては、当該手続を行つた後に引き渡すものとする。

(新株予約権)

第 78 条 第 73 条から前条までの規定は、株式に係る新株予約権の売払いをする場合について準用する。

附 則

1 この訓令は、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 43 条、第 44 条、第 47 条第 6 項、第 48 条及び第 49 条の規定は、別に定める日から適用する。

2 普通財産取扱規則（昭和 24 年大蔵省訓令特第 7 号。以下「旧訓令」という。）は、これを廃止する。

3 この訓令施行前に、旧訓令に定めるところにより財務局長等から大蔵大臣に申請したものについては、なお従前の例による。

4 国有財産総轄事務処理規程の一部を改正する訓令（昭和 31 年大蔵省訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和 42 年 4 月 1 日大蔵省訓令第 1 号）

この訓令は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 12 月 2 日大蔵省訓令第 14 号）

1 この訓令は、昭和 43 年 12 月 2 日より適用する。

2 この訓令の適用前に、改正前の訓令の定めるところにより財務局長等から大蔵大臣に申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 45 年 6 月 1 日大蔵省訓令第 5 号）  
この訓令は、昭和 45 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 46 年 4 月 1 日大蔵省訓令第 2 号）  
この訓令は、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 9 月 22 日大蔵省訓令第 8 号）  
この訓令は、昭和 47 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 12 月 28 日大蔵省訓令第 10 号）  
この訓令は、昭和 48 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 8 月 8 日大蔵省訓令第 4 号）  
この訓令は、昭和 48 年 8 月 8 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 4 月 13 日大蔵省訓令第 5 号）  
この訓令は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 6 月 15 日大蔵省訓令第 2 号）  
この訓令は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 12 月 20 日大蔵省訓令第 5 号）  
この訓令は、大蔵省組織規程の一部を改正する省令（昭和 53 年 12 月 20 日大蔵省令第 65 号）施行の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 4 月 21 日大蔵省訓令第 3 号）  
この訓令は、昭和 55 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 4 月 1 日大蔵省訓令第 5 号）  
この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 10 月 1 日大蔵省訓令第 4 号）  
この訓令は、昭和 57 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 20 日大蔵省訓令第 5 号）  
この訓令は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 5 月 7 日大蔵省訓令第 2 号）  
この訓令は、昭和 59 年 5 月 7 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 9 月 21 日大蔵省訓令第 4 号）  
この訓令は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 7 月 18 日大蔵省訓令第 7 号）  
この訓令は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日大蔵省訓令第 3 号）  
この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 20 日大蔵省訓令第 2 号）  
この訓令は、平成 2 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 10 日大蔵省訓令第 5 号）  
この訓令は、平成 5 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 25 日大蔵省訓令第 4 号）  
この訓令は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日大蔵省訓令第 1 号）  
この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日大蔵省訓令第 2 号）  
この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 27 日大蔵省訓令第 1 号）  
この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 13 年 1 月 4 日大蔵省訓令第 1 号）抄
- 1 この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。
  - 2 この訓令の施行前に改正前の規定により従前の機関がした許可、承認その他の処分又は通知その他の行為は、改正後の相当の機関がした許可、承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
  - 3 この訓令の施行の際、改正前の規定により従前の機関に対してされている申請、報告その他の行為は、訓令に別段の定めがあるもののほか、この訓令の施行後は、この訓令の改正後の相当の機関に対してされた申請、報告その他の行為とみなす。
  - 4 この訓令の施行前に改正前の規定により従前の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この訓令の施行の日前にその手続がされていないものについては、訓令に別段の定めがあるもののほか、この訓令の施行後は、これを、この訓令の改正後の相当の規定により相当の機関に対して報告、届出、提



出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この訓令の規定を適用する。

- 5 この訓令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日財務省訓令第 26 号）  
この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 27 日財務省令第 4 号）  
この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 19 日財務省訓令第 7 号）  
この訓令は、平成 15 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日財務省訓令第 15 号）  
この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 28 日財務省訓令第 19 号）  
この訓令は、平成 18 年 4 月 28 日から施行する。ただし、第 66 条第 2 項の改正規定は平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 18 年 11 月 22 日財務省訓令第 33 号）
- 1 この訓令は、平成 18 年 11 月 22 日から施行する。
  - 2 この訓令による改正後の普通財産取扱規則（以下「新訓令」という。）第 47 条第 5 項の規定は、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）附則第 6 条の指定（以下「第 6 条指定」という。）の日からその第 6 条指定に係る登記手続について適用する。
  - 3 第 6 条指定がされるまでの間における第 6 条指定を受けていない登記手続についての新訓令第 47 条第 5 項の規定の適用については、同項の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる字句	読み替える字句
登記識別情報の通知	登記済証の交付
通知を受けた登記識別情報	交付を受けた登記済証
通知しなければ	交付しなければ

附 則（平成 19 年 9 月 21 日財務省訓令第 21 号）  
この訓令は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 28 日財務省訓令第 29 号）

- 1 この訓令は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成 14 年法律第 65 号）附則第 3 条に規定する登録社債等については、この訓令による改正前の普通財産取扱規則第 19 条第 2 項第 2 号、第 23 条第 2 項及び第 79 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 22 年 7 月 9 日財務省訓令第 18 号）

この訓令は、平成 22 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 23 日財務省訓令第 22 号）

この訓令は、平成 23 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 8 日財務省訓令第 23 号）

この訓令は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 10 日財務省訓令第 29 号）

この訓令は、平成 27 年 9 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 13 日財務省訓令第 29 号）

この訓令は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日財務省訓令第 6 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

### 延 納 金 納 付 基 準

- 1 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項本文の規定によつて、延納の特約をする場合。ただし、次号から 5 号までに該当するときを除く。

1 件の売払代金又は交換差金		延納期限	即 納 金 額	延納期限内の納付方法
60 万円を超え	200 万円未満	1 年以内	売払代金又は交換差金の 5 割以上	各納期につき元金の均等若しくは逓減又は元利均等
200 万円以上	400 万円未満	2 年以内		
400 万円以上	800 万円未満	3 年以内		
800 万円以上	1,600 万円未満	4 年以内		
1,600 万円以上		5 年以内		

備考 延納期限内の納付方法を定める場合においては、年賦を原則とするが、買受人の資産及び所得の状況等を参しやくし、半年賦、四半期年賦又は月賦等の分割払いの

方法を認めることができる。

- 2 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項ただし書の規定によつて、地方公共団体と延納の特約をする場合。

1 件の売払代金又は交換差金	延納期限	即 納 金 額	延納期限内の納付方法
2 億円以上	10 年以内	売払代金又は交換差金の 5 割以上	各納期につき元金の均等若しくは逡減又は元利均等

備考 前号に同じ。

- 3 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項ただし書の規定によつて、居住の用に供されている普通財産を現に使用している者のうち、個人と延納の特約をする場合。

1 件の売払代金又は交換差金	延納期限	即 納 金 額	延納期限内の納付方法
5 万円を超え 10 万円未満	1 年以内	5 万円以上	各納期につき元金の均等若しくは逡減又は元利均等
10 万円以上 15 万円未満	2 年以内	売払代金又は交換差金の 5 割以上	
15 万円以上 20 万円未満	3 年以内		
20 万円以上 25 万円未満	4 年以内		
25 万円以上 30 万円未満	5 年以内		
30 万円以上 35 万円未満	6 年以内		
35 万円以上 40 万円未満	7 年以内		
40 万円以上 45 万円未満	8 年以内		
45 万円以上 50 万円未満	9 年以内		
50 万円以上	10 年以内		

備考 1 号に同じ。

- 4 国有財産特別措置法第 11 条第 1 項ただし書の規定によつて、特定普通財産の権利者等のうち、個人と延納の特約をする場合。

1 件の売払代金又は交換差金	延納期限	即 納 金 額	延納期限内の納付方法
5 万円を超え 10 万円未満	1 年以内	5 万円以上	各納期につき元金の均等若しくは逡減又は元利均等
10 万円以上 15 万円未満	2 年以内	売払代金又は交換差金の 5 割以上	
15 万円以上 20 万円未満	3 年以内		
20 万円以上 25 万円未満	4 年以内		
25 万円以上 30 万円未満	5 年以内		
30 万円以上 35 万円未満	6 年以内		
35 万円以上 40 万円未満	7 年以内		

40 万円以上	45 万円未満	8 年以内	
45 万円以上	50 万円未満	9 年以内	
50 万円以上	55 万円未満	10 年以内	
55 万円以上	60 万円未満	11 年以内	
60 万円以上	65 万円未満	12 年以内	
65 万円以上	70 万円未満	13 年以内	
70 万円以上	75 万円未満	14 年以内	
75 万円以上	80 万円未満	15 年以内	
80 万円以上	85 万円未満	16 年以内	
85 万円以上	90 万円未満	17 年以内	
90 万円以上	95 万円未満	18 年以内	
95 万円以上	100 万円未満	19 年以内	
100 万円以上		20 年以内	

備考 1号に同じ。

5 国有財産法第 31 条第 1 項ただし書の規定によつて、地方公共団体と延納の特約をする場合。

1 件の売払代金又は交換差金	延納期限	即 納 金 額	延納期限内の納付方法
2 億円以上	5 年以内	売払代金又は交換差金の 5 割以上	各納期につき元金の均等若しくは逡減又は元利均等

備考 1号に同じ。